

## ひまわり証券の信用取引規定

### 第1条（本規定の趣旨）

本規定は、ひまわり証券株式会社（以下「当社」という。）の証券取引・証券情報サービスのうち、信用取引に関するサービス（以下「本サービス」といいます。）に関する重要な取り決めであり、お客様は以下の項目にご同意いただくものとします。

- 2 お客様は、信用取引を行うに当たっては、この規定によるほか、関係法令諸規則、当社各規定等を遵守するものとします。

### 第2条（口座開設）

お客様は、以下の要件をすべて満たす場合に信用取引口座開設の申込みを行うことができます。

- ① 既に当社に総合取引口座を開設し、又は開設の申込みをしていること。
  - ② 金融資産を概ね 100 万円以上有していること。
  - ③ レバレッジ取引（信用取引、先物取引等）の経験、又は 6 ヶ月以上の株式取引の経験があること。
  - ④ 信用取引制度、当社の信用取引ルール、信用取引のリスク等を理解し、本規定及び「信用取引口座設定約諾書」等の内容を承諾していること。
  - ⑤ 第8条に規定する代用有価証券の取扱いについて、包括再担保契約を締結していただけること。
  - ⑥ 住所、電話番号、生年月日、職業（勤務先を含む）等当社の定める事項が正しく登録されていること。
  - ⑦ 電話により、直接連絡が常時取りうること。
  - ⑧ インターネット取引による信用取引口座を申込み場合は、本規定、信用取引に関する説明書の交付については、書面の交付に代えて、別途定める電子交付サービスを利用していただけること。
- 2 当社は、上記要件及び当社の信用取引口座開設基準に基づき信用取引口座開設の可否を審査し、当社が承諾した場合に限り、お客様は本サービスを利用できるものとします。審査の結果、信用取引口座が開設できない場合、その理由についてはお客様に開示しないものとします。
  3. 当社が口座開設を承諾したお客様であっても、当社所定の契約書が差し入れられない場合は、口座開設はできないものとします。

### 第3条（取扱銘柄）

お客様が信用取引を行える銘柄は、当社が定めるものとします。

- 2 前項の規定に関わらず、証券取引所等が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄、証券金融会社が貸株利用等の申込制限又は申込停止措置を実施している銘柄及び当社が信用取引の受託を停止することが必要であると指定する銘柄については、お取引できないものとします。

### 第4条（取引条件）

信用取引における取引条件は、当社が別途定めるものとします。

### 第5条（建玉の上限）

信用取引における建玉の上限は、原則として 10 億円とします。ただし同一銘柄の建玉は 5 千万円以内とします。

### 第6条（注文の上限）

信用取引における注文上限は、当社が別途定めるものとします。

#### 第7条（取引手数料）

取引手数料は、当社が別途定めるものとします。

#### 第8条（委託保証金の差入れ）

委託保証金は、建玉額に当社が別途定める委託保証金率を乗じた額以上、かつ30万円以上とし、信用取引の注文に先立って、当社に差し入れるものとします。

- 2 前項の委託保証金は、当社が指定する有価証券（以下「代用有価証券」といいます。）をもって、これに代えることができるものとします。

#### 第9条（代用有価証券の掛目）

代用有価証券の掛目は、証券取引所により変更される場合又は当社の判断により変更ができるものとします。

2. 当社が判断した場合は、お客様へ通知し、通知した日から起算して原則5営業日目から変更できるものとします。ただし当社が必要と認めるときには通知した日の翌営業日から適用することができるものとします。
3. 前項の当社が必要と認めた場合に該当する事項は以下のとおりです。
  - ① 当該銘柄について明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象が発生した場合
  - ② 当該銘柄の時価が本来の株価水準を反映していないと判断した場合
  - ③ 今後株価が継続的且つ大幅に下落することが予想される場合
  - ④ 株価水準から信用リスクが増大していると判断される場合

#### 第10条（代用有価証券の取扱い）

当社でお預かりする株券は、当社が代用有価証券不適格としたものを除き、すべて前条の代用有価証券として差し入れるものとし、再担保（混同担保）として使用できる代用有価証券の範囲として指定されたものとします。

#### 第10条の2（包括再担保）

当社は、お客様の代用有価証券を、包括再担保契約により再担保として使用できることにつきお客様から包括的な同意を得ていることを確認させていただきます。

- 2 前項の確認は再担保同意明細書（取引報告書及び取引残高報告書と兼用します。）により行うものとし、再担保として使用できる代用有価証券は、当該再担保同意明細書に記載のものとします。

#### 第11条（委託保証金率）

委託保証金率は30%とします。

- 2 委託保証金率が30%を下回っている場合は、保証金からお預り金への振替、又は新規の買建て若しくは売建ては行えないものとします。
- 3 第1項の委託保証金率は、証券取引所等の規制若しくは制度の変更、又は当社の判断により変更することがあります。

#### 第12条（委託保証金の維持率）

委託保証金の維持率は20%とします。

- 2 委託保証金が前項の維持率を下回った場合は、お客様は下回った日の翌々営業日の正午までに、当該維持率を上回るために必要な額以上の追加保証金（追証）を、当社からの請求の有無に関わらず当社に差し入れるものとします。  
なお、お客様から差入期限までに追証の差し入れがない場合、当社は、当該期限以降お客様の

口座における全建玉を当社の任意でお客様の計算により反対売買又は現引若しくは現渡することにより決済することができるものとします。

- 3 前2項の決済にあたり、お預り金がないなど、当該決済により不足金が発生すると予想される場合、当社は、お客様の代用有価証券を不足金に充当するために当社の任意でお客様の計算により処分することができるものとします。
- 4 第1項の維持率は、証券取引所等の規制若しくは制度の変更、又は当社の判断により変更することがあります。

#### 第13条（不足金）

信用取引の損金により不足金が発生した場合、お客様は受渡日までに不足金を入金するものとします。

- 2 お客様から当該受渡日までに当該不足金の入金がない場合、当社は受渡日の翌営業日以降お客様の口座における全建玉を当社の任意でお客様の計算により処分して適宜債務の弁済に充当することができるものとします。
- 3 建玉がない場合や、前項の処分により残債務がある場合は、当社はおお客様の代用有価証券を当社の任意でお客様の計算により処分して適宜債務の弁済に充当することができるものとします。
- 4 前2項の弁済充当の結果、残債務がある場合には、お客様は当社に対して速やかに残債務の弁済を行うものとします。

#### 第14条（弁済期限）

お客様が信用取引を行う場合、建玉については必ず弁済期限（以下「信用期日」といいます。）の前営業日までに反対売買又は現引若しくは現渡を行うものとします。買建玉について証券金融会社による現引の制限が行われた場合には、必ず信用期日の前営業日までに反対売買を行うものとします。

- 2 建玉の銘柄が、上場廃止・株式併合・株式分割・合併・株式交換・株式移転・会社分割等の措置がとられた場合、信用期日は当社が定める期日に変更できるものとします。
- 3 第1項の規定に関わらず、お客様が信用期日の前営業日までに反対売買又は現引若しくは現渡を行わなかった場合は、当社が信用期日当日にお客様に通知することなく、当該建玉を当社の任意でお客様の計算により反対売買又は現引若しくは現渡することにより決済できるものとします。なお、反対売買による決済を行う場合には、第7条に定める手数料を別途お客様より徴収できるものとします。
- 4 第1項又は第3項の決済を行った結果、損金が発生し、かつ不足金が発生した場合には、お客様は速やかに当該不足金を当社に入金するものとします。
- 5 当社は、お客様が前項の不足金を当該受渡日までに解消しない場合は、受渡日の翌営業日以降お客様の代用有価証券をお客様の計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。

#### 第15条（債務不履行）

お客様が受渡日を過ぎても債務を履行しない場合は、当社は年率20%を上限とした遅延損害金を申し受けることができるものとします。

#### 第16条（信用取引事務管理費）

当社は建玉に対して、当社所定の信用取引事務管理費を徴収いたします。

#### 第17条（信用取引名義書換料）

当社は建玉に対して、当社所定の信用取引名義書換料を徴収いたします。

#### 第18条（信用取引金利）

信用取引に関する金利は、別途当社が定めるものとします。

#### 第19条（信用取引貸株料）

信用取引貸株料の料率は、別途当社が定めるものとします。

#### 第20条（MR F口座の解約）

信用取引を行うに当たっては、MR Fのご利用はできないものとします。またMR Fを既に申し込まれている場合は、信用取引口座の開設と同時にMR Fの解約の申し込みがあったものとして取扱うものとします。

#### 第21条（申込事項等の変更）

申込書の記載事項等に変更があったときは、お客様は所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出るものとします。

#### 第22条（信用取引利用の禁止・口座解約）

お客様が、法令諸規則、「総合証券取引約款」又は本規定、「信用取引に関する説明書」、若しくは「信用取引口座設定約諾書」の規定に違反した場合その他やむを得ない事由が生じた場合には、当社は直ちにお客様の信用取引を禁止することができるものとします。この場合、お客様は直ちに期限の利益を喪失します。

- 2 お客様より、当社所定の方法により信用取引口座の解約の申込みがあった場合及び当社が別途定める期間お取引がなかった場合は、信用取引口座は解約されるものとします。ただし、お客様の信用取引口座に未決済の建玉が残存する場合はこの限りではありません。

#### 第23条（規定の変更）

この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示若しくは命令、その他必要が生じたときは、改定されることがあります。

- 2 改定の内容が、お客様の権利を制限し、又は新たな義務を課すこととなる場合には、その内容を通知させていただきます。ただし、改正の影響が軽微であると当社が判断する場合には、当社ホームページ等への掲載によって代える場合があります。
- 3 前項の通知又は掲載が行われた後、お客様から所定の期日までにご異議のお申出がない場合は、本規定の改正にご同意いただいたものとさせていただきます。なお、本規定の改正にご同意頂けない場合は、当社はお客様の本サービスの利用を制限することができるものとし、この場合に生じたお客様の損害については、当社は一切の責めを負わないものとします。